

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により鳥取県立皆成学園等給食調理業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 13 日

鳥取県立皆成学園長 米山 真寿美

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立皆成学園等給食調理業務 一式
- (2) 本件業務の内容
令和 8 年度鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委託期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
倉吉市みどり町 3564-1
鳥取県立皆成学園
- (5) 予算額（3 年間）
225,849 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、(1)、(7) から (11) まで及び (13) については、応募書類提出後であってもその要件を満たさなくなったときは、委託の相手方となる資格を失うものとする。

- (1) 鳥取県内に事務所を置く法人等であること。
- (2) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。
- (3) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 10 月 22 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに調達公告の 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であ

ること。

- (5) 本件調達の公告日から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないものであること。
- (6) 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- (7) 募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間に、福祉施設関係給食業務又は学校給食業務において食品衛生法の規定に基づく営業停止処分を受けた法人等でないこと。
- (8) 食品衛生法の規定により許可を取り消された場合、当該取消しの日から起算して2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (10) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- (13) 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- (14) 応募書類提出の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から給食調理業務に係る委託の契約を解除され、又は委託契約の選定を辞退した法人等（以下「委託取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- (15) (14) の応募資格を満たさない委託取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

3 受託候補者の決定方法

(1) 第1次審査

書類審査を行い、書類審査を通過した者のみが第2次審査に進める。

(2) 第2次審査

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた選定基準に従い、鳥取県立皆成学園等給食調理業務委託プロポーザル審査会が審査し、最も合計点が高い者を受託候補者として選定する。

(3) 受託候補者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

(4) 審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、受託候補者の名称、点数等をホームページで公表する。

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒682-0854 倉吉市みどり町 3564-1

鳥取県立皆成学園

電話 0858-22-7188

ファクシミリ 0858-22-7189

電子メール kaisei@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 提案書作成要領その他関係資料の交付

提案書作成要領等は、令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までの間にインターネットの鳥取県立皆成学園のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「休日等」という。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

ウ 提案書の提出

(ア) 提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望するものは、提案書を作成し、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。

(イ) 提出場所

(1) に同じ

(ウ) 提出期間及び時間

令和8年10月13日（火）から同年11月13日（金）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵便等による場合は、令和8年11月13日（金）の正午までに到着したものに限り受け付ける。

(エ) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日時、場所、実施方法等は、第1次審査を通過した法人等に別途通知する。

5 契約の締結

3により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本通貨及び日本標準時

（２）提出書類の取扱

ア 本件プロポーザルに関する参加表明書、企画提案書その他の提出された書類（以下「提出書類」という。）は、返却しない。

イ 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

（３）提案書類の無効

2 の参加資格のない者が提出した提出書類及び虚偽の記載がなされた提案書類は、無効とする。

（４）参加費用

応募書類の作成及び提出に要する費用等は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

（５）著作権の取扱い

法人が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

（６）その他

ア この公告に定めるもののほか、本件プロポーザルの詳細は、募集要項及び仕様書による。

イ 公正性・中立性を確保するため、審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。